

鳥取市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年12月22日

鳥取市長 深澤義彦

鳥取市条例第58号

鳥取市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例

(鳥取市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第1条 鳥取市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年鳥取市条例第28号）の一部を次のように改正する。

第18条第2項中「児童相談所等における乳児又は幼児（以下「乳幼児」という。）の利用開始前の健康診断」を「次の表の左欄に掲げる健康診断又は健康診査（母子保健法（昭和40年法律第141号）第12条又は第13条に規定する健康診査をいう。同表において同じ。）（以下この項において「健康診断等」という。）」に、「当該健康診断が利用乳幼児に対する利用開始時の」を「当該健康診断等がそれぞれ同表の右欄に掲げる」に、「、利用開始時の」を「、同欄に掲げる」に、「児童相談所等における乳幼児の利用開始前の健康診断」を「それぞれ同表の左欄に掲げる健康診断等」に改め、同項に次の表を加える。

児童相談所等における乳児又は幼児 (以下「乳幼児」という。) の利用	利用乳幼児に対する利用開始時の健康 診断
---------------------------------------	-------------------------

開始前の健康診断	
乳幼児に対する健康診査	利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断、定期の健康診断又は臨時の健康診断

第24条第2項中「保育士又は」を「保育士（法第18条の27第1項に規定する認定地方公共団体（以下「認定地方公共団体」という。）の区域内にある家庭的保育事業を行う場所にあっては、保育士又は当該認定地方公共団体の区域に係る法第18条の29に規定する地域限定保育士（以下「地域限定保育士」という。））又は」に改める。

第30条第1項中「保育士」の次に「（認定地方公共団体の区域内にある小規模保育事業所A型にあっては、保育士又は当該認定地方公共団体の区域に係る地域限定保育士。次項において同じ。）」を加える。

第32条第1項中「保育士」の次に「（認定地方公共団体の区域内にある小規模保育事業所B型にあっては、保育士又は当該認定地方公共団体の区域に係る地域限定保育士。次項において同じ。）」を加える。

第45条第1項中「保育士」の次に「（認定地方公共団体の区域内にある保育所型事業所内保育事業所にあっては、保育士又は当該認定地方公共団体の区域に係る地域限定保育士。次項において同じ。）」を加える。

第48条第1項中「保育士」の次に「（認定地方公共団体の区域内にある小規模型事業所内保育事業所にあっては、保育士又は当該認定地方公共団体の区域に係る地域限定保育士。次項において同じ。）」を加える。

（鳥取市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第2条 鳥取市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年鳥取市条例第27号）の一部を次のように改正する。

第25条中「第33条の10第1項各号」の次に「（幼保連携型認定こども園であ

る特定教育・保育施設の職員にあっては、認定こども園法第27条の2第1項各号、幼稚園である特定教育・保育施設の職員にあっては、学校教育法第28条第2項において準用する認定こども園法第27条の2第1項各号)」を加える。

(鳥取市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第3条 鳥取市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成29年鳥取市条例第68号)の一部を次のように改正する。

附則第3項中「保育所に置く」を「別表第3職員の配置の項第2項に規定する」に、「別表第3職員の配置の項第2項」を「同項」に、「必要な保育士」を「同項の規定により必要な保育士」に改める。

別表第3職員の配置の項第1項第2号中「保育士」の次に「(法第18条の27第1項に規定する認定地方公共団体の区域内にある保育所にあっては、保育士又は当該認定地方公共団体の区域に係る法第18条の29に規定する地域限定保育士。次項及び第5項において同じ。)」を加える。

(鳥取市認定こども園に関する条例の一部改正)

第4条 鳥取市認定こども園に関する条例(平成29年鳥取市条例第69号)の一部を次のように改正する。

附則第5条第3項中「従事する」を「直接従事する」に改め、「幼稚園の教員の免許状及び保育士の資格を併せて有する」を削る。

別表第1基本方針の項第5項中「第33条の10第1項各号」の次に「(幼稚園型認定こども園(幼稚園である認定こども園をいう。)にあっては、学校教育法(昭和22年法律第26号)第28条第2項において準用する認定こども園法第27条の2第1項各号)」を加え、同表職員の配置の項第5項中「保育士」の次に「(児童福祉法第18条の27第1項に規定する認定地方公共団体の区域内にある認定こども園にあっては、保育士又は当該認定地方公共団体の区域に係る児童福祉法第18条の29に規定する地域限定保育士。次項において同じ。)」を加える。

別表第2基本方針の項第5項中「児童福祉法第33条の10第1項各号」を「認

定こども園法第27条の2第1項各号」に改める。

(鳥取市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第5条 鳥取市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（令和7年鳥取市条例第6号）の一部を次のように改正する。

第22条第1項中「保育士」の次に「(法第18条の27第1項に規定する認定地方公共団体の区域内にある一般型乳児等通園支援事業所にあっては、保育士又は当該認定地方公共団体の区域に係る法第18条の29に規定する地域限定保育士。以下この条において同じ。)」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。